

様式第8号  
指令行環第30号

許 可 証

住所 羽生市大字上新郷1838番地25  
氏名 株式会社 埼玉鵜商  
代表取締役 鵜崎 隆広

令和6年2月22日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	行田市大字真名板2012番地2 株式会社 埼玉鵜商 行田営業所
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (事業系廃棄物)
収集、運搬及び処分の別	収集及び運搬
営業の区域	行田市内
営業許可期間	令和6年4月1日から令和8年3月31日
許可条件	(1)行田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び関係法令を遵守すること。 (2)収集及び運搬には市に申請した収集運搬車以外は使用しないこと。 (3)その他一般廃棄物収集運搬に関し市長が指示する事項に従うこと。

令和6年3月25日

行田市長 行田 邦子

